

上 尾 市

上尾市教育委員会

訓令第 2 号

本 庁

出 先 機 関

上尾市教育委員会事務局

市 立 教 育 機 関

上尾市協働のまちづくり推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市協働のまちづくり推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

上尾市協働のまちづくり推進委員会設置規程（平成 2 7 年上尾市・上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部子ども支援課 子ども未来部保育課 子ども未来部青少年課」を「こども未来部こども支援課 こども未来部こども家庭保健課 こども未来部こども発達センター こども未来部保育課 こども未来部青少年課」に、「市民生活部消費生活センター 市民生活部人権男女共同参画課」を「市民生活部人権男女共同参画課」に、「教育委員会事務局教育総務部生涯学習課」を「教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 教育委員会事務局教育総務部スポーツ振興課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。